

第1回豊前市立学校再編成準備協議会 総務部会 会議録(要点)

日 時	令和5年6月28日(木) 18:30 ~ 19:30
場 所	豊前市役所3階 第1会議室
出席者	委 員 13名(欠席1名) ----- 事務局 5名
	<p>協議内容</p> <p>(1) 検討項目及びスケジュールについて</p> <p>▶ 主な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑なし。 <p>▶ 承認事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資料通りのスケジュールで検討していく。 <hr/> <p>(2) 豊前市立学校の新しい学校名について</p> <p>1 校名の決め方について</p> <p>▶ 主な質疑、意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公募する場合、広報の仕方によっては費用がかかると思うが、それについては考えなくてもいいのか？ ⇒ 費用は考えなくてよい。色々な意見を出してほしい。 ・ 公募が良い。総務部会だけだと意見がせまくなる。各団体で集約するのも大変。 ・ 例えば、公募したがどの名前もそぐわなく採用する名前がなかった場合、案1の委員が提案というやり方に戻るといような折衷案はありか？ ⇒ それも可能である。ただし、スケジュールが押してしまうので決定までの時期が短くなるかもしれない。 ・ 公募された案をつなぎあわせたり、アレンジしたりするようなことは考えているか？ ⇒ 公募して出てきた案に対して、ひらがなを漢字にするとか、2つの案をつなげたらより良い校名になる場合もあるかもしれないので、編集は可能としたい。 <p>▶ 承認事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公募にて校名を決める。 <hr/> <p>1' 事務局追加提案</p> <p>ふるさと豊前を知り、誇りに思うことができる子ども達を豊前市全体で育てていくという想いを込めて、「豊前〇〇学校」と頭に「豊前」をつける校名としたい。</p> <p>▶ 主な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 豊前の名前が全国に響くのは良いことだが、単純に名前が長くなるのが気になる。 ・ 豊前とつけるのなら、ひらがなの漢字なのか。郷土愛を育むためならば、例えば、校歌で「心豊かに前に進もう」などの歌詞を入れるでもいいのでは。

- ・学校名を通常書く場合、豊前市立〇〇学校と書くので、続けて豊前を書くのに違和感がある。今回の公募の仕方としては、豊前をつけた場合と、つけない場合との2通りを募集したらいいのではないか。

▶承認事項

- ・公募の時点では豊前をつけないで、広く、自由に校名を募集することとする。

2 公募を行う場合の条件

① 募集期間

▶主な質疑、意見

- ・1か月というのは、周知が始まってからすぐ1か月なのか？
⇒イメージとしては9月の市報に掲載してそこから1か月程度と考えている。
- ・事前に予告しての1か月なら適当である。色んな方に周知してもらいたいので、市報以外の方法を検討してほしい。
⇒HPと市の公式LINEでの広報を考えている。
- ・飲食店等に張り紙をするとより注目してもらえる。
- ・1か月という期間はスケジュールを考えると妥当である。案内をできるだけ多くの市民に届くようにしてもらいたい。
- ・市報は届くまで2週間かかる地区もある。8月号には載せられないのか？
⇒8月号の締切りに間に合わない。8月中に他の方法で周知する。

▶承認事項

- ・募集期間を約1か月とする。

② 応募資格

▶主な意見

- ・市内外を問わない方が、最終的に良い案が生まれるように思う。
- ・応募者が膨大となる恐れがあるので、応募点数は1点が良い。

▶承認事項

- ・市内外問わず、誰でも応募可能とする。
- ・応募点数は1人1点までとする。

③ 応募方法

▶主な意見

- ・意見なし。

▶承認事項

- ・郵便、FAX、メール、グーグルフォーム、応募箱（市役所、公民館）とする。
- ・応募様式を作成しHPに掲載および応募箱に沿える。

- ・応募様式以外での応募も可能とする。

④ その他の事項

▶ 主な意見

- ・意見なし。

▶ 承認事項

- ・校名を考えた理由を必要事項とする。
- ・採用者の公表はしないこととする。

3 周知方法について

▶ 主な意見

- ・意見なし。

▶ 承認事項

- ・市報、豊前市HP、協議会だより、市の公式LINE、ポスターにより周知する。
- ・8月は夏休みのため、学校への周知方法は今後検討する。

4 校名案の選定方法等について

① 選定基準等について

② 事務局の整理方法(リスト化)について

▶ 主な意見

- ・意見なし。

▶ 承認事項

- ・選定基準等については以下のとおりとする。
 - (ア) 現在の14校に使用されていないもの、商標等の権利を侵害しないもの
 - (イ) 漢字、ひらがな、カタカナ、数字で表記できるもの
 - (ウ) 原則として常用漢字を使用し、難しい・誤読しやすい漢字ではないもの
 - (エ) わかりやすく、愛着や誇りがもて、広く受け入れられるもの
 - (オ) 選定の理由、根拠を明確に示すことができるもの
- ・以下の通りリスト化し、選定時の協議資料とする。
 - ・応募基準に満たないもの、客観的にふさわしくないものは除外する。
 - ・除外したのももリスト化し、資料では提示する。
 - ・応募数の多少は選定や決定の基準に該当しないため、応募数は示さない。

③ 選定方法、選定数について

▶ 主な意見

- ・意見なし。

▶承認事項

- ・選定方法
 - ・事務局案（資料4）で承認。
- ・選定数
 - ・総務部会において各校5案を選定する。